

松江市告示第523号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年9月28日

松江市長 上 定 昭 仁

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）特別用途地区の変更
（松江市決定）

2 都市計画の変更に係る土地の位置、区域

（1）土地の位置

松江市平成町及び大庭町の各一部

（2）土地の区域

計画図表示のとおり

3 縦覧場所

松江市歴史まちづくり部都市政策課